

別表十(五)

20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	:	:	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十五

平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算														
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平	.	.	認定計画に記載された計画期間	2	平	.	.	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平	.	.
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算														
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	4												
	日本船舶の純トン数	5		トン		トン		トン		トン		トン		トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6												
	$(6) \times \frac{1}{100} \times 120$ 円又は $(6) \times \frac{1}{100} \times 180$ 円	7												円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8												トン
	$(8) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円又は $(8) \times \frac{1}{100} \times 135$ 円	9												円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10												トン
	$(10) \times \frac{1}{100} \times 60$ 円又は $(10) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円	11												円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12												トン
	$(12) \times \frac{1}{100} \times 30$ 円又は $(12) \times \frac{1}{100} \times 45$ 円	13												円
	日本船舶の一日当たり利益金額 (7)+(9)+(11)+(13)	14												
	日本船舶の持分比率	15												
	日本船舶の稼働日数	16												日
	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17			円		円		円		円		円	
損金算入額又は益金算入額の計算														
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(五)付表一「25」)	18									円	損金算入額 (18)-(19)	20		円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19										益金算入額 (19)-(18)	21		
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算														
認定の取消日	22	平	.	.	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23								円
前金額までの合計に損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度				日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額				損金算入額 (24)-(25)				
					24	25				26				
	平	.	.		円				円			円		
	平	.	.											
	平	.	.											
	平	.	.											
	平	.	.											
	平	.	.											
合計														

20欄

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合(損金算入額がある場合)には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第59条の2第1項」※1又は「第59条の2第1項」※2
- ②区分番号に、「00207」※1又は「00484」※2
- ③適用額欄に、当該別表十(五)20欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第59条の2第1項「00207」
平成25年4月1日に開始した事業年度

※2 第59条の2第1項「00484」
平成25年4月1日以後に開始した事業年度